

令和 3 年 6 月 2 2 日

○条例

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 22 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 22 号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

(小田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 小田原市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年小田原市条例第 194 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「審査申出人」の次に「(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人。以下同じ。)」を加え、同条第 4 項を削る。

第 10 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

(小田原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年小田原市条例第 176 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

(小田原市印鑑条例の一部改正)

第 3 条 小田原市印鑑条例(昭和 54 年小田原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「署名及び押印した」を「署名した」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 3 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市民会館運営委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。